

日本の非正規労働者問題

—女性パートを中心に—

柴田弘捷

A Study of Non-Regular Employees in Japan —Focusing on Female Part-timers—

SHIBATA, Hirotooshi

要旨：本稿はいくつかの調査データを用いて、日本の非正規雇用者のおかれている状況を、女性パートを中心に、明らかにしようとしたものである。日本の雇用状況は、非正規雇用者の増加と雇用形態の多様化（パート、派遣社員、契約社員、嘱託等）が進んでいる。

2015年時点で、雇用者の1/3強の2,000万人、うち女性は1,350万人を超え、女性雇用者の半数強を占めるに至った。女性の非正規雇用者の多くはパートで主婦が多い。

その主婦パートは、時給1000円程度で、1日数時間働いているものがほとんどである。年収にすると130万円以下が大半である。これには、税制（扶養家族控除規定）と年金・医療保険制度と大きく関係している。同時に、女性に大きく偏っている家事負担、家計補助程度の収入でよいとする意識、つまり家庭内地位と関係している。

この低賃金と雇用の不安定性は、女性パートだけでなく他の非正規雇用者群も同様の状態に置かれている。また、やむを得ず・不本意に非正規雇用に就いている者も少なくない。彼ら／彼女らは、正規の雇用者になりたいと思っているが、なかなか正規の職には就けないのが現状である。いわば非正規の固定化（脱出できない）状況で「雇用身分社会」（森岡）となっている。労働世界に「格差と分断」が生じている。この背景には、人件費を節約したいとする企業の労務政策がある。

キーワード：非正規雇用 女性パート 低賃金 不本意就労、雇用身分社会 就労の壁、ディーセントワーク

はじめに

就業・雇用形態の多様化が言われるようになってから久しい。しかし、それは単なる「多様化」ではない。非正規労働者の増大・多様化、就業分野の拡大は、かつての家計補助的・職務補助的という補助的労働力から、職務内容の高度化、能力水準の向上、そして勤務時間・勤続年数の増大、さらに職場での役割の高度化が進み、量・質ともに「欠かせない労働力」として、非正規の「基幹化」が進んだと言ってよい。日本は「非正規大国」（伍賀一道1914）となっているのである。同時に、それは労働世界の分断・分断の深化の進展でもある。しかもそれは労働世界のみならず、日本社会の格差・分断をも深化させている。

かつて、正規雇用者の性、学歴による処遇の違い、職員と工具、本工と社外工、期間工、臨時、日雇等の雇用形態の「身分的な」（越境できない）処遇の様々な面での差別的格差が存在していた。敗戦後職工身分格差は民

主化闘争の中で形式的には消滅し「従業員」に一本化された。定年年齢（例えば、女性は30歳、極端に言えば女性は結婚時が定年）まで差別されていた性別差別も、女性たちの裁判闘争を含めた闘争によって違法を勝ち取り、さらに、1985年の「雇用均等法」の成立によって、募集・採用後の処遇における性別差別は形式的にはなくなった。

職工差別、性差別は形式的にはなくなったが、実質的には、処遇面（昇進、賃金等）での区別（≒差別）は残りつづけている。例えば、賃金テーブルでは、総合職表・一般職表、職員表・技能職表が存在しているし、技能職から職員への昇格のルートが設定されていても工具から職員への昇格はわずかであるという職工差別、女性の昇格が極端に少ない等という性差別も存在している。

他方、新たに名前を変えて現れてきた多様な非正規労働者は、一人前の労働者・労働力として処遇されないことにより、新たな差別的格差をもたらし、労働世界における新たな「格差と分断」が進行・深化してきている。この事態を森岡孝二は「雇用身分社会」と名付けた（森岡2015）。しかもそれは労働世界のみならず、日本社会全体に「分断・格差」をもたらしているのである。

表2 非正規雇用者の産業大分類別構成

	非正規雇用者割合			非正規雇用者産業別分布		
	男女計	男	女	男女計	男	女
総実数 (単位100人)	163,569	46,357	117,211	163,569	46,357	117,211
総数 (%)	34.9	18.3	54.4	100.0	100.0	100.0
D 建設業	15.1	11.7	31.9	2.7	6.1	1.3
E 製造業	24.6	12.9	51.5	12.3	15.8	10.9
F 電気・ガス	9.4	4.9	36.7	0.2	0.3	0.1
G 情報通信業	14.6	7.9	33.0	1.3	1.9	1.1
H 運輸、郵便	27.5	18.4	63.4	4.7	8.8	3.0
I 卸、小売業	46.5	22.2	67.3	22.7	17.6	24.7
J 金融、保険	20.6	5.7	31.7	1.7	0.7	2.1
K 不動産業	33.1	25.6	44.2	1.6	2.6	1.2
L 学術研究	21.0	10.6	38.4	1.7	1.8	1.6
M 宿泊業	71.4	47.4	84.3	11.4	9.3	12.2
N 生活関連	53.9	35.2	65.1	5.0	4.3	5.3
O 教育、学習	33.7	22.1	42.8	4.9	5.0	4.9
P 医療、福祉	36.5	18.2	41.6	14.8	5.6	18.4
Q 複合事業	31.0	18.7	50.1	0.9	1.2	0.8
R サービス業	43.6	28.7	65.1	8.0	10.9	6.8
S 公務	15.2	5.7	40.6	1.9	1.8	1.9

注：F=電気・ガス・熱供給・水道業、K=不動産業、物品賃貸業、L=学術研究、専門・技術サービス業、M=宿泊業、飲食、N=生活関連サービス業、娯楽業、R=サービス業（他に分類されないもの）、S=公務（他に分類されるものを除く）
総数には農林漁業、採鉱・砕石、分類不能産業を含む
出所：総務省「2015年国勢調査抽出速報集計」より作成

上の産業は、飲食料品小売業（75.4%）、飲食店（76.3%）、持ち帰り・配達飲食サービス業（72.2%）、その他の教育支援業（61.0%）の4業種となり、小分類で雇用者が10万人以上いる業種で見ると、非正規率50%以上の業種は29業種もあり、うち70%以上とほぼ非正規労働者に頼っている業種は、小売業の各種商品小売業（70.8%）、各種食料品小売業（77.7%）、その他の食料品小売業（80.4%）、書籍・文具小売業（71.1%）、宿泊・飲食サービス業の食堂・そば・寿司店（75.2%）、酒場・ビヤホール・バー・キャバレー（72.0%）、喫茶店（83.2%）、その他の飲食店（86.9%）、生活関連サービス業の洗濯業（71.8%）、学習塾（71.7%）の10業種に及ぶ。

アイデム調査¹³⁾によると、非正規労働者を雇用している企業割合は、パート・アルバイト（以下、P・A）は51.4%、嘱託社員35.3%、契約社員38.7%、派遣社員39.2%、業務請負17.2%もあった。そして企業の全従業員の80%以上をP・Aが占める企業は1.8%（全企業平均）あり、P・A80%以上の企業が多いのは飲食店、宿泊業（15.8%）、教育・学習支援業（7.7%）、小売業（6.3%）の3業種である。

表3 非正規雇用者の職業構成

	非正規雇用者割合			非正規雇用者職業別分布		
	男女計	男	女	男女計	男	女
総数 (%)	34.9	18.3	18.3	100.0	100.0	100.0
管理的職業	1.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0
専門・技術	19.9	9.5	9.5	9.8	8.2	10.4
事務従事者	29.1	10.7	10.7	18.9	10.2	22.3
販売従事者	39.3	15.6	15.6	14.9	11.1	16.4
サービス職業	59.0	39.1	39.1	20.9	14.3	23.5
保安職業従事者	17.5	17.3	17.3	1.1	3.8	0.1
農林漁業従事者	48.2	35.7	35.7	1.2	2.1	0.8
生産工程従事者	30.1	15.2	15.2	12.3	15.5	11.1
輸送・機械運転	20.6	20.0	20.0	2.4	7.9	0.2
建設・採掘	12.2	11.9	11.9	1.2	4.2	0.1
運搬・清掃等	67.3	47.4	47.4	14.6	18.9	12.9
分類不能の職業	60.0	46.3	46.3	2.7	3.8	2.3

出所：総務省「2015年国勢調査抽出速報集計」より作成

P・A依存率が高い代表的な業種であるスーパーを見ると、日本チェーンストア協会加盟企業57社、9,312店の従業員数437,353人（男79,223人、女287,946人）のうちP・Aの占める割合（労働時間8時間でP・A1人に換算）は76.7%（男37.5%、女92.7%）となっている（16年3月末現在⁴⁾。P・Aの1人の平均労働時間を4時間とすると、実際に働いているP・Aの人数は倍となり、P・A割合は実に86.8%（男54.5%、女96.2%）となる。この業種はP・Aを中心とする非正規労働者の存在なくしては成り立たないのである。

また職業における非正規就業者の割合を見ると（表3）、非正規就業者数の多い職業（大分類）は、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、生産工程従事者、運輸・清掃・包装等従事者で、この5職業で、非正規就業者の8割強（81.6%）を占めている。

非正規雇用者が50%以上を占める職業分野は、大分類ではサービス職業従事者（59.0%）のみであるが、中分類では11職種あり、小分類で雇用者が1万人以上いる職種で見ると32職種に及び、その内非正規率75%以上の職種は、個人教師〈音楽〉（75.5%）、事務職の調査員（89.6%）、飲食物給仕・身の回り世話従事者（83.7%）、接客社交者（86.2%）、駐車場管理人（79.5%）、広告宣伝員（79.7%）、ビル・建物清掃員（84.6%）、包装従事者（80.0%）、その他の運搬・清掃・包装等従事者（80.4%）の9職種もある。

このように、非正規労働者に依存している産業、職業が多数存在しているのである。

この非正規労働者の雇用形態別の構成は、(呼称)は

多様である⁵⁾。

なお、一言付け加えると、正規労働者の中にも総合職、一般職、職務限定、勤務地域限定、勤務時間限定雇用等の採用・雇用区分が生まれ、雇用形態・処遇の細分化が進んでいる。つまり、正規、非正規ともに、契約形態と処遇の多様化・細分化が生じているのである。

このような多様な非正規労働者の増加、正規労働者の雇用・契約形態の多様化・細分化の背景には、人件費コストの削減・労働者の効率的な利用を追求する財界・経営者の雇用管理政策、政府・行政の労働政策がある。

このように多様化した労働者の、2015年の付置状況は表4の通りである。

雇用者総数の内、正規が62.5%、非正規が37.5%で、非正規の中ではパートがほぼ半数、アルバイトが2割、派遣社員が6%強、契約社員が15%、嘱託が6%弱である。つまり、パートはボリュームとしては最大の非正規労働者群なのである。正規は男性が7割を占めているが、非正規は女性が2/3を占めており、女性の非正規の人数は正規のそれを上回っている。

このように非正規労働者の数の増大、就業分野の拡大は、かつての家計補助的・職務補助的という補助的労働力から、職務内容の高度化、能力水準の向上、そして勤続年数長期化、さらに職場での役割の高度化が進み、量・質ともに非正規の「基幹化」が進んだとともに、その収入では自己の生活が成り立たない低賃金労働者を数多く生み出している。

非正規女性はパートが6割強(63.3%)、アルバイトが15%で、このP+Aで8割近く(78.7%)を占め、女性の非正規労働者の大半はP+Aである。男女比を見ると、パートの9割近くが女性で、アルバイトはほぼ同

数、派遣社員はやや女性が多く、契約社員と嘱託は男性の方が多い。

非正規労働者の7割弱(67.9%)は女性であり、その8割をP+Aで占めている。以下では女性P+Aに焦点を当てて見ていこう。

2. 女性パートタイマーの誕生と増大

日本で初めてパートタイムという言葉が使われたのは、1954年9月に大丸東京店の「お嬢様の、奥様の三時間の百貨店勤め」とのキャッチコピーで「パートタイムの女子店員募集」という首都圏の新聞に出された広告であった、と言われる⁶⁾。

大丸は、午後8時までの営業時間の延長の際、米国の百貨店を視察した幹部が発案し、この制度を導入したという。そこでは、家庭や学業と両立できる制度・新しい働き方(奥様は夫を仕事に送り出した後に3時間、お嬢様は学校〈短大・大学〉帰りに3時間勤務)とアピールしたのである。

朝日新聞に掲載されたその広告によると、「通学・ご家庭の余暇を利用して三時間だけ明るく楽しい百貨店で働くことは如何ですか」と呼びかけ、「このパートタイム制は百貨店では初めての試みとして大丸が採用した画期的な勤務方式です」と新しい働き方(余暇利用の短時間労働)をアピールしている。勤務時間は朝夕2班で各3時間(A班 09:45-12:45、B班 17:45-20:45)、仕事は販売またはレジスター、給与は日額160円(時給に換算すれば53円強)であった。また社会保険(健康保険、失業保険)が適用され、福利厚生施設も利用できるとしている。

応募条件は、年齢満18-30歳で高女(旧制高等女学

表4 雇用形態別付置状況(2015年平均)

単位：万人，%

	雇用者計	正規	非正規	非正規					
				パート	アルバイト	派遣社員	契約社員	嘱託	その他
男女計	5,284	3,304	1,980	961	405	126	287	117	83
男	2,896	2,261	634	108	204	50	154	75	42
女	2,388	1,042	1,345	852	201	76	133	43	41
女割合	45.2	31.5	67.9	88.7	49.6	60.3	46.3	36.8	49.4
計	100.0	62.5	37.5	18.2	7.7	2.4	5.4	2.2	1.6
男	100.0	78.1	21.9	3.7	7.0	1.7	5.3	2.6	1.5
女	100.0	43.6	56.3	35.7	8.4	3.2	5.6	1.8	1.7
非正規内構成	計		100.0	48.5	20.5	6.4	14.5	5.9	4.2
	男		100.0	17.0	32.2	7.9	24.3	11.8	6.6
	女		100.0	63.3	14.9	5.7	9.9	3.2	3.0

出所：総務省「労働力調査詳細集計(速報)」(2015年)より作成

校) 卒以上、身長152cm以上、裸眼視力0.5以上、東京駅まで通勤時間50分以内、等の条件が付いていた。最初の募集250人に8,000人近い応募があったという。

まさに奥様(主婦)・お嬢様の余暇利用の小遣い稼ぎの短時間勤務であった。

この「パートタイム」はたちまち流行語となり、1955年版『現代用語の基礎知識』(自由国民社)に収録された。「パートタイム」という名称が新鮮で、何やらそれまでの短時間就労に比べハイカラに見えたのであろう。

もちろんこれ以前に短時間就労がなかったわけではない。男女とも臨時やアルバイトという名で1日数時間働く労働者は存在していた。

女性の短時間就労者比率は1955年にすでに12%を超していた。その後若干低下し、50年代末から60年代は9%前後で横ばい状態が続いたが、高度成長期に人手で不足を補う労働力として主婦がもてはやされ、60年代後半に10%を超え、74年には15%を超した。男性の短時間就労者比率は55年調査では8%程度であった。その後は高度成長期の労働者不足の中で、正規雇用が増加し、短時間就労者比率は緩やかな低下を続け(最低は64年の3.9%)、オイルショック後の不況の中で一時増大したが、再び低下し80年代まで6~7%で推移した⁷⁾。

オイルショック後は低賃金労働者として「パート」という名の雇用が広がり、長時間労働の「パート」労働者(フルタイムパート)も現出してきた。パートは短時間労働者を意味するのではなく、雇用形態の呼称の一種として使われるようになったのである。

労働力調査によると1984年の呼称パートの人数(アルバイトを含む、以下同じ)は440万人で雇用者の11.2%を占め、その8割(80.5%)は女性であった(女性雇用者の25.2%)。以降、パートだけでなく契約、嘱託、派

遣等の非正規労働者の人数と割合が増大を続け、雇用形態の多様化が進んだ。2016年の非正規労働者は2000万人超、その割合は37.8%に達している。すでに見たように、非正規労働者の7割がパートであり、2/3は女性である。またパートの3/4強(76.8%)は女性である。つまり、非正規雇用者の中核は女性パートなのである(非正規雇用者のうち呼称女性パート割合53.4%)。

以下、女性を中心にパートの数と割合の推移を見ておこう(表1参照)。

女性パートの数と女性雇用者に占める割合は1984年にすでに354万人、25.2%であったが、年々増大を続け、87年に3割を超し、90年には600万人を強となり、99年には800万人を超え、40%超となった。2014年には1,000万人超で45%を占めるに至っている。16年の1~3月の平均値では1,072万人、44.3%である。

女性非正規雇用者に占めるパート+アルバイト割合は、1985年は88.7%であった。その人数と割合は年々増大し、98年には91%を占めるに至った。以降、人数は増加を続けたが、他の非正規雇用形態(契約、派遣、嘱託等)が増加し、その割合は徐々に低下し、2008年には74.7%まで低下した。しかし、リーマンショック後の「派遣切り」、一日派遣の禁止等による派遣社員の減少もあって、再びその割合を増大させ、16年には78.6%(パート63.4%、アルバイト15.2%)となっている。

3. 女性パートの属性的特徴

はじめに女性パートの属性の特徴を他の雇用形態と比較する形で明らかにしておこう(表5)。

年齢構成

パートの年齢構成は中高年層が中心で35歳以上(65歳以上が10%)が9割弱を占めている。正規に比べ34歳以

表5 女性雇用形態別属性構成

	総数 (万人)	総数 (%)	年齢階級						配偶関係			世帯内地位				学歴(卒業)		
			15~24 歳	25~34 歳	35~44 歳	45~54 歳	55~64 歳	65歳以 上	未婚	有配偶	死別・ 離別	世帯主	世帯主 の配偶 者	子、子 の配偶 者	単身世 帯	小学・ 中学・ 高校・ 旧中	短大・ 高専	大学・ 大学院
正規	1,042	100.0	10.9	26.7	25.5	21.4	12.1	3.4	40.4	49.0	9.9	8.4	41.4	33.8	13.3	37.6	31.7	28.3
パート	852	100.0	2.0	11.0	25.7	28.3	22.9	10.2	8.8	77.0	13.7	9.3	69.9	12.4	6.8	61.7	26.6	9.3
アルバイト	201	100.0	43.3	17.4	13.9	10.4	8.0	6.5	59.2	33.3	6.5	4.0	29.9	50.2	11.9	39.3	15.4	11.4
派遣社員	76	100.0	6.6	25.0	32.9	23.7	7.9	3.9	40.8	46.1	13.2	9.2	39.5	34.2	14.5	47.4	31.6	18.4
契約社員	133	100.0	8.3	24.1	24.1	22.6	15.8	4.5	39.8	45.1	13.5	9.0	39.8	33.8	13.5	46.6	30.1	21.1
嘱託	43	100.0	2.3	14.0	18.6	25.6	30.2	9.3	20.9	60.5	16.3	11.6	53.5	18.6	14.0	39.5	30.2	27.9

注：アルバイトには在学中の者が32.3%(65万人)含まれている(他の雇用形態にはほとんどいない)。

出所：総務省「労働力調査詳細集計(速報)」(2015年)より作成

下の割合が少ない。また、アルバイトは24歳以下が4割強で、その3/4近くが在学中であるのが特徴である。なお、20~24歳の在学中の者を除いたアルバイトを見てもその年齢構成はパートに比べ相対的に若い。つまり、アルバイトという呼称は相対的に若い層に使われているようである。派遣社員は25~54歳に集中し(82%)、契約社員も25~54歳に集中し(71%)、嘱託は55歳以上が2/3近くを占めている。

配偶関係と世帯内地位

パートは有配偶率と配偶者(妻)の割合が他の雇用形態に比べ突出して高く、単身世帯の割合が低い。つまり主婦パートが中心なのである。アルバイトは若い層が多いため未婚率が高く世帯主の子の割合が高い。なお派遣社員と契約社員は配偶関係、世帯内地位構成はほぼ同じである。また、アルバイトを除いて非正規雇用者は離死別者の割合が高い。特に嘱託はそうである。配偶関係や世帯内地位の構成の特徴は各雇用形態の年齢構成に規定されている要素が強い。また、パートは配偶者という世帯内地位に、アルバイトは学生と世帯主の子という存在から規定されている要素が強い。また、アルバイトには学生でない者が7割弱いることも忘れてはならない。

教育程度

パートは大学卒以上の割合が最も少なく、相対的に教育水準が低い。アルバイトはパートより相対的に学歴水準が高いが、在学中のものを除くと高卒以下の割合は最も高い。これは年齢構成(中高年女性の10代後半時の進学率の低さ)に起因している。派遣社員、契約社員はほぼ同じ学歴割合である。正社員と嘱託は同じ傾向で大卒以上の割合が高い。

パートの属性的特徴をまとめると、他の雇用形態に比

較して、中高年の妻(主婦)が多く、学歴水準は相対的に低い。もちろん、世帯主(≡母子家庭)、単身世帯(≡未婚、離死別)の者も一定程度存在していることは忘れてはならない。むしろパート問題はこの層により大きい。なお、非学生のアルバイトは、パートより年齢層は若干若いのがパートと同じような存在である。

4. 女性パートの存在形態

パートの存在形態は多様である。以下で職業、契約形態、勤続年数、収入等について、他の雇用形態と比較しながら概観しておこう。

職業

女性の非正規雇用者が多く就いている職業についてはすでにふれたので、ここでは非正規の雇用形態による違いを中心に述べる(表6)。

パートの職業は多様であるが、中分類で見ると、一般事務従事者(14.3%)、商品販売従事者(15.1%)が比較的多く、それ以外で5%以上占める職業は金属製品加工処理(8.7%)、飲食物調理(8.1%)、介護サービス(6.5%)、清掃(5.5%)、その他の運搬・清掃・包装等(5.4%)、保険医療(5.2%)、接客・給仕(5.0%)等である。この9職種で3/4を占めている。

アルバイトは、接客・給仕(20.4%)と飲食物調理(6.5%)を中心とするサービス職業従事者(32.2%)、ほとんどが商品販売従事者(28.4%)である販売従事者(28.9%)、一般事務(10.9%)に特化した事務従事者(13.4%)、その他の専門・技術(5.0%)、飲食物調理(6.5%)である。

派遣社員は一般事務(36.8%)を中心に事務従事者が半数を占め、次いで生産工程従事者(15.8%)である。

表6 女性雇用形態別職業構成(2015年平均)

	総数 万人 %		管理的職業	専門的・技術的職業			事務従事者			販売従事者		サービス職業従事者			生産工程従事者		運搬・清掃・包装等従事者			
				総数	保健医療従事者	その他の専門的・技術的	総数	一般事務従事者	その他の事務	総数	商品販売従事者	総数	介護サービス	飲食物調理	接客・給仕職業	総数	製造・加工処理	総数	清掃従事者	運搬・清掃・包装等
女性総数	2,754	100.0	0.7	17.9	7.9	6.4	27.2	19.8	3.4	13.4	10.7	19.4	4.8	4.6	4.5	9.2	5.6	7.2	2.5	2.8
正規	1,043	100.0	0.2	29.6	14.6	7.5	35.8	25.9	4.3	9.9	5.4	13.5	5.8	1.7	1.5	6.8	3.4	1.8	0.6	0.7
パート	852	100.0	—	9.3	5.2	3.5	19.1	14.3	2.6	16.2	15.1	25.5	6.5	8.1	5.0	12.9	8.7	14.7	5.5	5.8
アルバイト	201	100.0	—	6.5	1.5	5.0	13.4	10.9	2.0	28.9	28.4	24.0	1.0	6.5	20.4	5.5	4.0	9.0	2.5	3.5
派遣社員	76	100.0	—	6.6	1.3	2.6	50.0	36.8	9.2	9.2	6.6	7.9	2.6	1.3	2.6	15.8	3.9	10.5	2.6	3.9
契約社員	133	100.0	0.0	15.0	3.0	7.5	39.8	30.1	6.8	13.5	10.5	15.0	5.3	3.0	2.3	8.3	3.8	5.3	1.5	1.5
嘱託	43	100.0	0.0	27.9	9.3	14.0	39.5	32.6	2.3	4.7	2.3	18.6	4.7	4.7	0.0	4.7	2.3	4.7	0.0	2.3

出所：総務省「労働力調査詳細集計(速報)」(2015年)より作成

契約社員は一般事務（30.1%）を中心に事務従事者が4割（39.8%）を占め、専門・技術的職業（15.0%）、サービス職業（15.0%）、商品販売（10.5%）を中心とした販売従事者（13.5%）が続く。嘱託は、一般事務（32.6%）に特化した事務従事者（39.5%）とその他の専門的技術的職業（14.0%）を中心に専門的技術的職業（27.9%）で2/3（67.2%）を占めている。

専門的・技術的職業に就いている契約社員、嘱託の一部を除いて、非正規労働者の大半は特別の資格、経験を要さない単純・非熟練職種についているのである。

契約形態と在職年数

パートの契約形態は、無期常雇（43.0%）と有期常雇（42.3%）がほぼ同数で、臨時・日雇が15%である。アルバイトは無期常雇が1/3で、臨時・日雇が3割である。派遣社員は有期常雇が2/3を占め、臨時・日雇が2割いる。正規はもちろんほぼ無期常雇である（96.0%）。ただ、非正規の無期常雇は、正規のそれと異なり、無期常雇契約があるというよりも、契約時に期間を決めてなく、ある意味ではいつでも雇用打ち切り（解雇）ができる／される可能性の高い契約実態と思われる。

パートの平均在職年数構成（表7）は、2年未満が25.5%であるが、5年～20年未満が4割を超え、平均在職年数は7.4年で比較的長い。正規雇用者よりも3.5年

ほど短い。派遣とアルバイトは1年未満が1/3を超え、平均在職年数も4年と短いのが特徴である。嘱託はパートと比較的良く似た構成である。契約社員とその中間にあると言ってよい。

就労時間

パートとアルバイトの就業状態を見ると（表8）、「主に仕事」と「家事のかたわら仕事」がほぼ半数で（47.9%、49.5%）で、アルバイトは「主に仕事」（35.3%）と「通学のかたわら仕事」（31.3%）、「家事のかたわら仕事」（29.4%）で、学生を除けば5割が仕事を主にしている。つまり、パートやアルバイトという呼称で働いている女性の内、学生を除けば半数が「主に仕事」しているのである。

パートの労働時間は、週15～29時間が半数で、週34時間以下の短時間就労者が75%を占めるが、正規従業員並みに40時間以上の者も14%もいる。アルバイトは、29時間以下が中心であるが、やはり40時間以上の者が13%、そして49時間以上もわずかであるが（1.6%）。月間労働時間で見て、パートでも正規並みに121時間以上就労する者が3割を超し、181時間以上の者も6%もいる。アルバイトは60時間以下が1/3、61～120時間の者が4割弱であるが、181時間以上の者もやはり6%近くいる。週と月の平均労働時間を見ると、正規、契約、

表7 女性雇用者の雇用形態別現職の在職期間

	総数		1年未満	1か月未満	1～6か月未満	6か月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30年以上	平均在職期間(年)
	万人	%												
正規雇用者	1,042	100.0	9.6	0.9	4.1	4.5	7.1	6.2	10.9	20.1	22.8	13.6	8.2	11.9
パート	852	100.0	15.5	1.6	6.9	6.9	10.9	8.8	13.7	21.6	20.8	5.0	1.9	7.4
アルバイト	201	100.0	34.3	5.5	15.4	12.9	16.9	11.9	11.9	11.4	9.5	1.5	1.0	3.9
派遣社員	76	100.0	36.8	5.3	18.4	11.8	14.5	9.2	13.2	13.2	10.5	1.3	0.0	4.0
契約社員	133	100.0	18.0	1.5	7.5	9.0	12.0	10.5	15.0	21.1	16.5	3.0	0.8	5.9
嘱託	43	100.0	14.0	2.3	7.0	7.0	9.3	11.6	16.3	23.3	16.3	4.7	0.0	6.5

出所：総務省「労働力調査詳細集計（速報）」（2015年）より作成

表8 女性雇用形態別就労状態（2015年平均）

雇用形態	総数 (万人、%)		就業状態			月末1週間の就業時間							1か月の就業時間					
			主に仕事	通学が主	家事が主	1～14H	15～29H	30～34H	35～39H	40～48H	49H以上	平均	1～60H	61～120H	121～180H	181～240H	241H以上	平均
正規	1,042	100.0	91.1	0.1	4.5	1.3	6.1	9.4	10.4	53.6	14.7	41.1	1.5	5.7	57.4	26.9	4.0	170.9
パート	852	100.0	47.9	0.4	49.5	13.7	49.1	12.4	8.5	12.2	1.6	25.4	16.0	50.5	26.2	4.6	0.5	104.9
アルバイト	201	100.0	35.3	31.3	29.4	28.9	39.3	9.0	6.0	10.4	2.5	22.2	33.8	37.3	18.9	4.5	1.0	89.7
派遣	76	100.0	78.9	0.0	18.4	6.6	18.4	13.2	19.7	34.2	5.3	34.2	9.2	18.4	57.6	11.8	1.3	138.1
契約	133	100.0	88.0	0.0	9.0	3.8	13.5	13.5	15.0	45.1	6.0	36.5	4.5	12.0	63.9	15.0	0.8	151.6

注：総数には、就業状態、就業時間不詳を含む

出所：総務省「労働力調査詳細集計（速報）」（2015年）より作成

派遣、パート、アルバイトの順に長く、パートは正規の6割強、アルバイトは5割強、派遣社員は8割強であるが、契約社員は正規とあまり変わらない（9割弱）。

パートの週34時間以下の短時間就労者は75%前後で、35時間以上のパートタイム（短時間就労）とは言えない就労者・フルタイムパートが25%前後いるのである。

なお、企業のパート・アルバイトの募集データによると、1日の勤務拘束時間は、4時間台（4H以上5H未満）が20.7%、3時間台が14.4%、3時間未満が18.3%で、5時間未満が半数強（53.4%）で、中には2時間未満の募集もある（6.3%）。近年、1日の勤務時間が4時間未満の短時間勤務の募集が増えており（2010年26.3%、16年32.7%）、特に1日の仕事に時間帯による繁閑が多い販売職（31.0%→43.4%）や単純作業である労務職（36.0%→42.0%）にその傾向が著しい。反対に専門・技術・管理職、営業職は5時間以上の募集が多く（70%以上）、技能・製造職は短時間勤務の募集割合は15%前後で変化がない。中には正社員並みに1日8時間以上の勤務を要求する募集も2割強（21.9%）もある⁸⁾。

また、パートの週の勤務日数を見ると、3日以内が34.1%、4日が30.3%、5日が33.1%、6日以上もわずかであるが（2.5%）。平均勤務日数は3.9日である。これは、正規の4.6日、派遣の4.7日、契約社員の4.8日に比べて少ない（リクルート調査⁹⁾）。

このように、パートと言っても、就労時間、就労日数から見て、短時間（パートタイム）就労と、「パートタイム」とはとても言えないフルタイム並みに就労しているパート（「フルタイムパート」）が一定数存在している。いわば二極化が進行しつつある。つまり、パートは短時間で必要な時だけ使われるパートと勤務時間も勤務日数も正規労働者並みに使われる「基幹パート」に分化しているのである。

収入

パート（男女込）の時給は、職種によってさまざまであり、かつ地域によっても異なる（これは地域最賃〈県別最低賃金〉が大きく影響していると思われる）。パート募集のデータによると、東京都の職種別の募集時平均時給は表9のとおりである。

相対的に高いのは何らかの資格を要する専門・技術職で、相対的に低いのが販売・営業職とフード・サービス職である。フード・サービス職で25%tile（すべを100として下から数えて25番目）で910円であった（これは25%tileであるから、16年8月時点の東京都の最低賃金時給907円での募集もあったと推定される）。

表9 パート・アルバイトの募集時時給（16年8月）

	平均値	最頻値	25tile	75%tile
専門・技術職	1,336	1,000	1,000	1,500
事務職	1,006	910	920	1,050
販売・営業職	965	1,000	920	1,000
フード・サービス職	984	950	910	1,000
運輸・通信・保安職	1,059	1,000	1,000	1,130
製造・建設・労務職	1,014	1,000	940	1,050
その他	927	910	910	950
全体計	1,070	1,000	947	1,100

出所：㈱アイデム「パートタイマーの募集時平均時給－平成28年8月集計結果－」より作成

より具体的にいくつかの職種の平均時給を見ると、最も高い薬剤師の2,349円、看護師1,815円を別格として、他の専門職は1,100～1,300円（保育士1,296円、介護福祉士1,119円等）、他はおおむね1,000円前後である（一般事務1,005円、調理師・調理スタッフ1,018円、レジ990円、食品製造販売1,005円等）。しかし950円未満の職種もある（コンビニスタッフ931円、ルームメイク941円等）。最も低いのは店頭取次ぎサービス（販売営業職）で最低賃金並みの911円であった。つまり、何の資格も要さない単純労働は最低賃金に若干プラスされただけの時給で仕事をしているのである（2013年のデータでは、時給800円未満が9%、850～849円が15.8%、850～899円が20.5%、900～949円が15.5%で、1,000円超は31.2%であった）。このうち、12.7%が1,200円超であった。ただしこの層は一定の資格を有する専門的技術的職業に就く者である（アイデム調査13）。なお、13年の最低賃金は、最高の東京都で850円、福岡県を除く九州、四国の各県、沖縄県は664円であった。

なお、16年10月1日より最低賃金が改訂され東京都は25円アップして932円となったので、現在はやや上昇していると思われる。事実、地域最賃の改定にともなって最賃アップ分の「ベースアップ」されるパート・アルバイト職場は多数みられる。言い換えれば、最賃の上昇があって初めてパートの賃金が上昇するという構図なのである。

労働力調査によると、15年のパートの年収は100万円未満が半数弱（47.7%）、100～149万円が1/3で、150万円以上は1割に満たない。アルバイトも同様で、149万円以下が8割強（83.0%）である（表10）。なお、アイデム調査16によると、パート・アルバイト（20～49歳の既婚・子供あり）の年収は、国民年金第3号被保険者に位置づけられる130万円未満が82%、しかも配偶者控除対象にもなる103万円以下が61.2%で、130万円以上の

表10 女性雇用形態別年収

	正規	パート	アル バイト	派遣	契約 社員	嘱託
総数(万人、%)	1,042 100.0	852 100.0	201 100.0	76 100.0	133 100.0	43 100.0
50万円未満	1.6	10.3	32.2	7.9	2.3	4.7
50～99万円	3.4	37.4	33.3	14.5	8.3	9.3
100～149万円	6.5	32.2	16.9	19.7	18.8	16.3
150～199万円	9.9	10.3	8.0	18.4	21.1	20.9
200～299万円	27.2	6.0	5.0	30.3	33.8	30.2
300～399万円	21.2	1.3	1.0	7.9	10.5	9.3
400～499万円	12.2	0.4	0.0	1.3	1.5	4.7
500～699万円	10.2	0.1	0.0	0.0	0.8	2.3
700～999万円	3.5	0.0	0.0	—	0.0	0.0
1000～1499万円	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1500万円以上	0.1	0.0	—	—	—	—

出所：総務省「労働力調査詳細集計（速報）」（2015年）より作成

収入を得ている者は18%にすぎない。リクルート調査では、年収調整をしているパート（調査対象者18～69歳、有配偶者80.1%、年収200万円未満が85.4%、配偶者〈夫〉の年収は400万円以上が70.9%）は44.7%に達している。契約・嘱託は9.9%、フリーター（非学生アルバイト）は19.7%、派遣は12.5%である。また同じパートでも収入調整をしている男性は11.1%であり、女性パートの収入調整者割合は格段に高い。

つまり、主婦パートの大半は配偶者控除（103万円以下）や社会保険の非加入適用基準（130万円未満）を満たすように収入を抑えているか、それを気にしないで済む程度（100万円未満程度）の年収にすぎないのである。

130万円を超える年収を得るように働いているのは主に母子世帯、単身世帯の女性パートである。しかし彼女たちの年収も200万円未満でしかないことも示している。

そして、彼女たちの収入がなければ「最低限の生活すら送れなくなる」世帯が32.5%も存在している（アイデム13）。

5. 女性パートの就労働機

これまで見てきたように、女性パートは、週35時間以上（14%）、中には40時間以上働く者もいるが、その3/4は週35時間未満の就労で、また8割は年収130円以下で働いている（ただし2割弱は150万円以上の収入を得ている。しかし、500万円以上はほとんどいない）。そして、時給1,200円超の層もあるが、多くは、最低賃金すれすれの時給907円（2015年東京）～1,000円程度で働いているのである。

なぜ、彼女たちはこのような低賃金で働くのであろうか。

表11は現在の雇用形態について理由を見たものである。これを見ると、非正規職に就いた理由は、アルバイトは「都合の良い時間」が最大で、次いで「家計の補助」で、この二つで6割強を占める。ただ、「都合の良い時間」が多いのは学生アルバイトが相当数いることが影響していると思われる。派遣は、「正規の仕事がないから」が1/3強を占め、仕方なく派遣労働者になっているのが相当数いるのが特徴である。「専門が生かせる」がわずかに5.3%しかいないのは、派遣法の成立趣旨から考えると、完全にとと言えるほど当初の趣旨が骨抜きになっていることの証左であろう（派遣法の数回の改定は、派遣をすべての労働分野で派遣労働者を利用できるように変えてきたのであるから、当然の結果でもある）。「契約社員も同様であるが、「専門が生かせる」が1割強いるのが特徴である。

表11 女性非正規 現職の雇用形態についている主な理由（2015年平均）

	総数 (万人、%)		自分の都合 のよい時間 に働きたい から	家計の補 助・学費等 を得たいか ら	家事・育 児・介護等 と両立しや すいから	通勤時間が 短いから	専門的な技 能等をいか せるから	正規の仕事 がないから	その他	
	パート	総数								
パート 総数	852	100.0	100.0	26.8	27.8	19.6	4.1	4.0	8.0	5.8
未婚	75	8.8	100.0	30.7	5.3	4.0	6.7	6.7	26.7	14.7
有配偶	656	77.0	100.0	25.9	32.6	22.3	3.4	3.7	4.3	4.0
死別・離別	117	13.7	100.0	29.1	15.4	15.4	6.0	3.4	16.2	10.3
週35H 未満	641	75.2	100.0	29.2	28.5	22.2	3.6	3.6	5.3	4.7
週35H 以上	191	22.4	100.0	18.8	25.1	11.0	5.8	4.7	16.8	9.9
アルバイト	201	—	100.0	41.3	21.4	9.0	3.0	3.0	8.5	9.5
派遣社員	76	—	100.0	23.7	11.8	9.2	3.9	5.3	34.2	9.2
契約社員	133	—	100.0	12.0	12.8	7.5	4.5	11.3	27.1	15.8

出所：総務省「労働力調査詳細集計（速報）」（2015年）より作成

パートは「家計の補助」、「都合の良い時間」、そして「家事との両立」が主なものであるが、配偶関係によって違いが出ている。未婚者は「都合の良い時間」と「正規の仕事がない」が多く、量的に最も多い主婦は「家計の補助」、「都合の良い時間」、「家事との両立」にほぼ三分されている。離死別者は「都合の良い時間」が3割で、「正規の仕事がない」、「家計の補助」、「家事との両立」がそれぞれ15%強である。

派遣社員、契約社員、パート未婚者のそれぞれ3割前後が「正規の仕事がないから」つまり仕方なく現在の雇用形態就いている。「都合の良い時間に働きたい」という「積極的」な動機のある者は、単身者（≡アルバイト、未婚のパート）に比較的多い。

アイデム調査12によると、20~40代の既婚パートに「自分の働く目的」をA「収入を得るため」とB「自身の成長や社会とのかかわりを持つため」のどちらに近いかを聞いたところAに近いとの回答者が、子供有が85%、子供無が76%であった。つまり、当然にも働くことは収入を得ることを目的としているのである。

その上で、既婚・子供有主婦が仕事探しの際に重視するのは、勤務時間帯（61.2%）、勤務時間・日数（59.8%）、そして交通の利便性（51.9%）（どちららかと言えば重視を加えれば、3者とも85%を超える）、つまり家事・育児との両立できる条件が重視されているのである。しかし、当然にも、賃金額（51.7%）（同87.2%）も同様に重視されている（アイデム調査16）。

主婦パートにとっては、「家事・育児との両立」と「家計の補助」（扶養家族の範囲内・社会保険適用外）程度の収入を目的としているのである。それゆえ、多くは年収130万円以下という低収入で働いている。

ここには、現代の主婦パートの姿の一部があらわれている。アイデム調査16によると、既婚・子供有のパート・アルバイトがこの働き方を選んだ理由は（M.A.）、「生活と仕事の両立を図りたいから」54.6%、「自分の都合の良い時間や曜日に働きたいから」53.4%、「扶養の範囲で働きたいから」42.5%が多く、中には「気楽に働きたいから」というのも21.6%あった。

彼女らは次の三層に分かれている。自身の収入がなくなっても「特に生活状況は変わらない」（21.7%）というおおむね世帯収入700万円以上層（「気楽なパート」層）と「困窮はしないが余裕もない」（45.9%）というおおむね世帯収入400万円以上層（「家計補助パート」層）である。そして世帯収入おおむね500万円未満の、自身の収入がなくなったら「最低限の生活すら送れなく

なる」層（32.5%）（「生計維持パート」層）である。つまり、自身の収入が世帯の経済に占める位置は、自身の収入額よりも夫の収入額によっているのである。それゆえ、「最低限の生活すら送れなくなる」層の約4割は130万円を超える収入を得るため働いているのである（アイデム調査13）。

6. 「就業の壁」の変更

現在、配偶者控除の見直しが言われ、2018年から、満額控除限度額が、現行の103万円から150万円になる可能性が高くなった（朝日新聞2018.11.28朝刊）。また、社会保険加入は、すでに16年10月から、従業員規模501人以上の事業所で、週20時間以上働き、月額8.8万円（年額105.6万円）以上の収入がある場合は、健康保険・厚生年金保険へ加入が義務付けられた。

これまで、「103万円（配偶者控除）、130万円（社会保険加入義務なし）の壁」と言われた二つの壁の高さに変化が生じた／生じるようになった。

見てきたように、この壁を意識して「収入調整＝就業時間調整」をしていた主婦パートが多くいた。この「壁」が高くまた低くなった／なることが、主婦パートにどのような影響を与えるのであろうか。

アイデム調査16によると、主婦パート・アルバイトに「税・社会保険制度の優遇措置が廃止になったら、働く時間をどうするか」との質問に、「増やす」45.5%、「変えない」27.8%、「減らす」5.3%、「やめる」1.1%、「わからない」20.2%という回答分布であった。

設問が「優遇制度の廃止となったら」という設問であり、この回答を見る限り、この「優遇制度」が「扶養の範囲で働きたい」（上記の調査では4割強いた）と思っていた主婦パートにとって「壁」になっていたことは事実であろう。この層にとっては、「壁」が取り払われるのだから働く時間を増やすという回答になるのも当然であろう。

社会保険制度で新たに106万円と壁が高くなり、配偶者控除では150万円と壁が低くなることになったが、「壁」が残るのは事実である。この「壁」がどう機能するかは未知数であるが、社会保険の方は企業負担が増えるので、企業は社会保険に加入しなくても済むよう、つまり、週20時間以上、月額8.8万円以上にならないように、かえって何らかの雇用調整をする可能性すらある。事実、2013年の調査であるが、厚生年金・健康保険適用の拡大時の対応は「保険慮負担が増えないようP・Aの労働間を適用基準未満に設定する」という企業が34.4%

あり、中でもP・A比率が60～80%の企業では半数(49.4%)にもなっている(アイデム調査13)。

この政策は、「扶養の範囲で働きたい」「家計の補助・学費等を得たいから」(有配偶者の33%)という低賃金の主婦パートの就労時間を増加させることを狙ったものでしかない。

しかも、「自分の都合の良い時に働きたいから」(有配偶者の26%)、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」(同22%)をパート就労の理由にしている主婦層にとっては、この就業時間延長政策は効果がないであろう(数値は2015年「労働力調査詳細集計」)。むしろ低賃金のまま就労時間だけが増加するという、低賃金構造を維持させる政策でしかない。

パート問題は、「扶養の範囲で働きたい」という主婦パート層の労働時間延長・収入増にあるのではなく、パートで生活している者にとって「生計の自立」ができないような最低賃金程度の時間給(低賃金)と何時仕事なくなるか、何時解雇(契約解除)されるかという雇用の不安定性にある。この問題(低賃金と雇用不安)は、主婦パートのみでなく、多くの非正規労働者にも当てはまる問題である。

7. 雇用形態選択理由から見た就業時間、年収

これまで、女性パートを中心に、女性の非正規労働者の姿を見てきたのであるが、少し分析の視点を変えて、非正規を選択した理由を軸に、彼ら/彼女らの労働時間と年収の分布を見てみよう。

雇用形態を選択した理由は、性と雇用形態によって大

きく異なる(表12)。

男性は「正規無」(「正規の仕事がなかったから」)が27.5%を占めているが、中でも派遣社員は半数近い46.0%が、契約社員も33.1%がこれを理由に挙げている。男性パートは「正規無」と「時間都合」(「自分の都合の良い時間に働きたい」)ともに25.9%である。アルバイトは「時間都合」が36.3%と比較的多く、「家計補助」(「家計の補助・学費等を得たいから」)理由が16.2%、契約社員と嘱託には「専門技能」(「専門的な技能等をいかせるから」)を挙げる者が比較的多い(嘱託24.0%、契約14.3%)。

女性は、全体では「時間都合」「家計補助」「家事両立」(「家事・育児・介護等と両立しやすいから」)がそれぞれ、26.3%、23.5%、15.8%で、就業理由の主要なものになっている。パートは「家計補助」(27.6%)、「時間都合」(26.8%)、「家事両立」(19.6%)が3大理由である。アルバイトは「時間都合」が最大で36.3%を占め、「正規無」も19.1%いる。派遣と契約社員に、「正規無」がそれぞれ34.2%、27.1%いる。

なお、女性の「時間都合」「家計補助」の割合が高くなっているのは、パートとアルバイトで全体の8割(78.3%)を占めているためである。また、「正規無」を主な理由とするものが、男性の3割弱、女性にも1割強(11.7%)存在していること、しかも「正規無」を唯一の理由とするものが半数以上(54.9%)であること、さらに、副理由として「正規無」を挙げる者が副理由を挙げた者の1割強いること、を加味すれば、雇用の非正規化に正規労働者の需要が少ないこと大きな要因となっていることは明らかであろう。事実、1993年以降14年まで

表12 現職の雇用形態についている理由(主な理由)

	総数	時間都合	家計補助	家事両立	通勤時間	専門技能	正規無	その他	
男女計	1980万人	100.0	24.8	19.6	11.1	3.5	7.5	15.9	11.8
男									
パート	108	100.0	25.9	13.9	0.9	3.7	7.4	25.9	16.7
アルバイ	204	10.0	36.3	16.2	1.5	3.4	8.3	9.1	13.7
派遣社員	50	100.0	14.0	6.0	0.0	4.0	10.0	46.0	14.0
契約社員	154	100.0	11.0	5.8	0.6	3.2	14.3	33.1	22.1
嘱託	75	100.0	10.7	10.7	0.0	1.3	24.0	16.0	26.7
その他	42	100.0	9.5	7.1	0.0	0.0	19.0	11.9	31.0
女									
パート	852	100.0	26.8	27.8	19.6	4.1	4.0	8.0	5.8
アルバイ	201	100.0	41.3	21.4	9.0	3.0	3.0	8.5	9.5
派遣社員	76	100.0	23.7	11.8	9.2	3.9	5.3	34.2	9.2
契約社員	133	100.0	12.0	12.8	7.5	4.5	11.3	27.1	15.8
嘱託	43	100.0	11.6	16.3	14.0	2.3	18.6	16.3	14.0
その他	41	100.0	12.2	9.8	9.8	2.4	19.5	7.3	26.8

出所：総務省「労働力調査詳細集計(速報)」(2015年)より作成

の正規従業員の有効求人倍率は1未満が続いていた(15年は1.05)。

以下で就労時間と収入の分析を行うが、数値は男女計の数値である¹⁰⁾。

就労時間 (表13)

非正規雇用の週平均就労時間は29.0時間である。パートは26.0時間、アルバイトは24.3時間、派遣社員は36.0時間、契約社員は38.5時間、嘱託は35.0時間である。正規労働者の44.7時間に比べると相当少ない。しかし、現在の雇用形態選択理由別にみると、就労時間は多様である。

「時間都合」「家計補助」「家事両立」を理由にした者は、週29時間以下が多く、それぞれ、64.4%、61.0%、69.9%を占めている。中でも女性パートはそれぞれ69.8%、64.9%、73.7%で、パート平均では29時間以下が62.8%である。35時間未満を短時間労働者とするると75.2%になる。つまり、女性パートの3/4は短時間就労者である。逆に40時間以上のとでもパートタイマーとは言えない労働者も13.8%も存在している。

他方、「通勤時間」「専門技能」「正規無」「その他」を理由とする者は正規並みの労働時間である35時間以上の者が、それぞれ、41.4%、48.6%、64.8%、52.1%を占めている。特に「正規無」とするものは、40時間以上が5割超(50.5%)で、中でも派遣社員は63.3%もいる。

アルバイトは29時間未満が6割超(60.7%)であるが、「正規無」とする者は40時間以上が42.8%もあり、分極していると言ってよいであろう。労働時間の短い者は学生バイトが多いと思われる。

年間収入 (表14)

年収を見ると、非正規労働者全体では38.2%が100万円未満で、100~149万円が35.9%、150~199万円が、12.5%、200~299万円が14.5%、200万円以上は1割に満

たない(9.1%)。

正規労働者の年収分布は、200万円未満は11.0%で、200~299万円が18.4%、300~399万円が20.35%、400~499万円が15.6%、500万円以上が31.8%で、うち1,000万円以上の者が3.4%いる。非正規雇用者の年収が少ないかは一目瞭然である。

非正規労働者のこの低い年収分布も、雇用形態選択理由別に異なる。

「時間都合」組は、50万円未満が2割、50~99万円3割強、100~149万円が2割強で、150万円未満が3/4強(76.2%)強を占めている。150万円以上は21%しかない。「家計補助」組は100万円未満が半数、100~149万円が3割弱で150万円未満が3/4強(77.1%)を占めている。「家事両立」組は、半数強(54.3%)が100万円未満で、100~149万円は3割弱でやはり150万円未満が8割強(82.2%)を占めている。

「通勤時間」組は、150万円未満が6割(61.8%)であるが、150~199万円が2割弱、200万円以上が2割強い。「専門技能」組は、150万円未満が5割で、200万円以上はほぼ半数の49.3%で、うち500万円以上が6.8%いる。「正規無」組は150万円未満が4割弱(37.7%)、200万円以上5割強(52.7%)で、うち500万円以上が1.3%いる。「通勤時間」組、「専門技能」組、「正規無」組は、週35時間以上働く者が半数前後で、年収も200万円を超えるものが半数以上になる。

つまり、「時間都合」、「家計補助」、「家事両立」の3組は、短時間就労者が多く、扶養控除と社会保険不適用基準である、103万円の壁と130万円の壁を意識して働いている扶養家族・主婦パートが中心なのである。週就労時間、年間収入に違いが見られる。前3組は、主収入を配偶者ないし親に依存していると思われるものが多く、

表14 現職に就いた理由別年収構成(男女計)

表13 現職に就いた理由別就業時間割合(男女計)

	総数	時間都合	家計補助	家事両立	通勤時間	専門技能	正規無
実数(万人)	1,980	492	388	219	70	148	315
総数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1~14時間	13.4	20.5	14.4	18.3	8.6	12.8	3.5
15~29時間	35.3	43.9	46.6	51.6	34.3	22.3	17.5
30~34時間	11.9	11.4	11.6	11.4	14.3	12.8	12.7
35~39時間	9.2	6.5	8.5	6.4	11.4	9.5	14.3
40~48時間	22.4	12.0	13.7	7.8	24.3	30.4	41.3
49時間以上	5.2	2.4	2.8	0.9	5.7	8.1	9.2

出所：総務省「労働力調査詳細集計(速報)」(2015年)より作成

	総数	時間都合	家計補助	家事両立	通勤時間	専門技能	正規無
実数(万人)	1,980	492	388	219	70	148	315
総数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	12.2	19.3	12.9	13.7	8.6	6.8	4.1
50~99万円	26.0	33.3	36.1	40.6	24.3	13.5	11.1
100~149万円	23.4	23.6	28.1	27.9	28.6	17.6	22.5
150~199万円	12.5	9.6	9.8	6.8	17.1	13.5	21.3
200~299万円	14.5	8.3	7.7	6.8	14.3	22.3	27.0
300~399万円	5.4	2.6	2.3	1.8	2.9	11.5	8.9
400~499万円	1.9	0.8	0.8	0.5	1.4	6.1	1.9
500万円以上	1.8	0.6	0.5	0.0	1.4	6.8	1.3

出所：総務省「労働力調査詳細集計(速報)」(2015年)より作成

後者3組は非正規労働で生活していると想定できる者が多く、「時間都合」、「家計補助」、「家事両立」組と通勤時間、「専門技能」、「正規無」組で異なったタイプである。

8. 非正規労働者の転職動向

非正規労働者はその劣悪な労働条件ゆえに、また、意に添わぬ就職であったゆえに、転職希望が多いと言われてきた。この節では、非正規労働者の転職動向を見ていこう。

表15は非正規労働者の転職希望率を見たものである。確かに正規労働者に比べて非正規労働者の転職希望率は高い。男性は、1/4の者が希望しており、正規の2.5倍以上の転職希望率である。女性も2割強が転職を希望しており、転職希望率は正規の2倍である。

ただ、雇用形態や現職に就いた理由によって大きく異なる。雇用形態別では、男性の嘱託と女性のパートは相対的に低く、派遣社員は、男女とも格段に高い希望率である。就職理由では、「正規無」組は男女とも45%超の希望率で格段に高い。意に添わない就職、その典型が派遣であることがここでも明らかであろう。他方、「専門技能」組は男女とも低い。自分の能力が生かせるとして、ある意味で積極的な選択であったものが多いからであろう。また、女性パートが多い「時間自由」組の転職希望率は15.6%と低い方である。

希望する転職先は様々であろうが、非正規からの脱出、正規雇用を目指す、というのが最も多いであろうと推測できる¹¹⁾。

労働力調査で、正規・非正規間の転職の推移データ(過去3年間の離職者の就職)を見ると、2002年以降、転職者数は、年によって波があるが、07年まで増加傾向

にあった(02年705万人、07年774万人)。その後減少傾向をたどり12年(653万人)底とで、再度増加している(15年698万人)。

正規・非正規間の転職動向は、正規→正規はその数を減少させながら、割合も低下してきた。02年は249万人で、転職者総数の36.4%を占めていたが、年々その割合は低下し15年には191万人・27.4%にまで減少した。正規→非正規は、02年の18.2%から若干の増減の繰り返しながら18~19%の間に収まっている。15年は18.6%であった。非正規→非正規タイプは、最大のボリュームで、人数はジグザグしながら増加傾向をたどっている。02年に247万人、35.0%であったものが、人数は08年の304万人をピークに減少傾向に入り、12年に266万人に減少している。その後増加を続け15年は293万人であった。人数はジグザグした推移をたどったが、シェアは02年の35%から12年には40%となり、15年は42%であった。

4タイプの中で最も望まれているであろう非正規→正規のタイプは最も狭いルートである。02年には81万人、11.5%であり、07年まで若干の増加傾向にあった(07年103万人、13.3%)。しかしその後は80万人台・12%台で推移してきた。15年は84万人で12.0%であった。

15年の状況を労働力調査のデータによってより細かく見てみよう(表16)。

調査時(15年)4年以前に離職した男性1,442万人(正規から離職した者も含む)のうち2015年現在で正規就労者になっている者(正規率)は56.4%であったが、過去3年間に転職した者388万人では、正規率は47.7%で5割を切り、42.5%が非正規である。女性はもっと非正規化が進み、4年以前離職者1,306万人の再就職の正規率は28.9%であったが、過去3年間に転職した者395万人の正規率は1/4(25.6%)に低下し、非正規就労

表15 転職等希望者数・率

		雇用形態別								現職に就いた主な理由別						
		正規	非正規計	パート	アルバイト	派遣	契約	嘱託	その他	都合時間	家計補助	家事両立	通勤時間	専門技能	正規ない	その他
男女計	総数	3,304	1,980	961	405	126	287	117	83	492	388	219	70	148	315	234
	希望者	319	450	191	107	51	71	19	12	90	79	43	17	24	146	42
	希望率	9.7	22.7	19.9	26.4	40.5	24.7	16.2	14.5	18.3	20.4	19.6	24.3	16.2	46.3	17.9
男	総数	2,261	634	108	204	50	154	75	42	138	71	6	19	73	157	120
	希望者	214	161	26	59	21	39	10	5	29	14	2	5	12	74	21
	希望率	9.5	25.4	24.1	28.9	42.0	25.3	13.3	11.9	21.0	19.7	33.3	26.3	16.4	47.1	17.5
女	総数	1,042	1,345	852	201	76	133	43	41	354	316	213	51	75	158	114
	希望者	105	290	165	48	29	32	9	6	61	65	41	12	12	72	21
	希望率	10.1	21.6	19.4	23.9	38.2	24.1	20.9	14.6	17.2	20.6	19.2	23.5	16.0	45.6	18.4

出所：総務省「労働力調査詳細集計(速報)」(2015年)より作成

表16 転職者の雇用形態移動（2015年平均）

現職の雇用形態	前職の雇用形態															
	男								女							
	3年超に離職	過去3年間に離職	雇用者総数	正規	非正規計	パート・アルバイト	派遣社員	契約社員・嘱託	3年超に離職	過去3年間に離職	雇用者総数	正規	非正規計	パート・アルバイト	派遣社員	契約社員・嘱託
総数	1442	388	366	237	128	72	15	33	1306	395	379	112	267	203	25	34
雇用者	1098	350	334	214	120	69	14	30	1113	377	363	106	257	195	24	33
正規	814	185	177	138	39	22	4	10	378	101	97	52	45	31	4	9
非正規	284	165	157	76	81	46	10	20	735	276	266	54	212	164	20	24
A+P	130	72	68	22	46	37	2	6	590	196	188	30	158	141	6	9
派遣社員	22	18	18	5	12	3	6	2	33	31	30	6	24	10	10	4
契約社員	77	43	41	25	16	5	2	9	68	32	31	11	20	9	3	7
嘱託	39	24	23	20	3	0	0	2	24	10	10	5	5	2	0	2
その他	17	8	7	3	4	1	0	1	20	7	6	2	4	2	0	1
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者	76.1	90.2	91.3	90.3	93.8	95.8	93.3	90.9	85.2	95.4	95.8	94.6	96.3	96.1	96.0	97.1
正規	56.4	47.7	48.4	58.2	30.5	30.6	26.7	30.3	28.9	25.6	25.6	46.4	16.9	15.3	16.0	26.5
非正規	19.7	42.5	42.9	32.1	63.3	63.9	66.7	60.6	56.3	69.9	70.2	48.2	79.4	80.8	80.0	70.6
A+P	9.0	18.6	18.6	9.3	35.9	51.4	13.3	18.2	45.2	49.6	49.6	26.8	59.2	69.5	24.0	26.5
派遣社員	1.5	4.6	4.9	2.1	9.4	4.2	40.0	6.1	2.5	7.8	7.9	5.4	9.0	4.9	40.0	11.8
契約社員	5.3	11.1	11.2	10.5	12.5	6.9	13.3	27.3	5.2	8.1	8.2	9.8	7.5	4.4	12.0	20.6
嘱託	2.7	6.2	6.3	8.4	2.3	0.0	0.0	6.1	1.8	2.5	2.6	4.5	1.9	1.0	0.0	5.9
その他	1.2	2.1	1.9	1.3	3.1	1.4	0.0	3.0	1.5	1.8	1.6	1.8	1.5	1.0	0.0	2.9

出所：総務省「労働力調査詳細集計（速報）」（2015年）より作成

者は7割もあり、中でもパート・アルバイトとして雇用されている者が5割（49.6%）に達している。

男性の過去3年間に離職した正規だった者237万人のうち、正規とし再就職した者は138万人（58.2%）、非正規に転職した者は1/3の76万人（32.1%）であった。また、非正規の転職者128万人のうち、正規職に移った者は3割（30.5%）で、非正規内での転職者は6割強（63.3%）である。

女性は正規だった者112万人のうち、正規とし再就職した者は52万人（46.4%）、非正規となったものは54万人（48.2%）と半数は非正規に転職している。非正規で離職した者267万人のうち、正規で再就職した者は31万人（16.9%）に過ぎず、非正規間の転職者は212万人（79.4%）に達している。特に非正規離職者の8割弱（77.2%）を占めるP+A（203万人）の7割は再びP+Aとして再就職している。その結果、男性は非正規→正規は30.5%で、非正規→非正規は63.3%であった。女性は非正規→正規は16.9%で、非正規→非正規は79.4%であった。

なお、派遣社員の転職先は、男女とも4割が派遣であり、正規への「脱出」は男性26.7%、女性16.0%にすぎない。

つまり正規職への転職が困難になり、非正規職への転

職を余儀なくされているのである。そして非正規労働者は非正規の中で転職を繰り返し、正規への脱出がより困難となっているのである。まさに「雇用身分社会」なのである。特に女性（主婦）パートはパート内での転職が主であり、本田一成のいう「アリ地獄」（本田2010）にとらわれ、パートから抜け出せない／出さないでいる。

むすびに代えて—非正規労働の問題点

非正規雇用が増大かつ雇用形態が多様化し、日本の労働世界は「非正規大国」、「雇用身分社会」化してきた。その現実を、女性パートを中心に検討してきた。また、本稿ではほとんど触れなかったが、正規雇用者にも多様な雇用形態が現れている。今、日本の労働者の雇用類型を示せば次の通りである（図1）。

非正規雇用の彼ら／彼女らはおおむね有期契約で（たとえ期間のない契約であっても（それは必ずしも無期契約を意味するものでなく、逆にいつでも契約打ち切り〈解雇〉ができる状態を意味している場合が多い）、契約の更新の保証がなく、不安定な状態にある。そして正規の7割にも達しない低賃金である¹²⁾。加えて、ベースアップやボーナス、退職金、諸手当（住宅、食事等）も無いが、あってもわずかである。福利厚生の利用も制限されている場合が多い（「厚生労働省「就業形態の多様

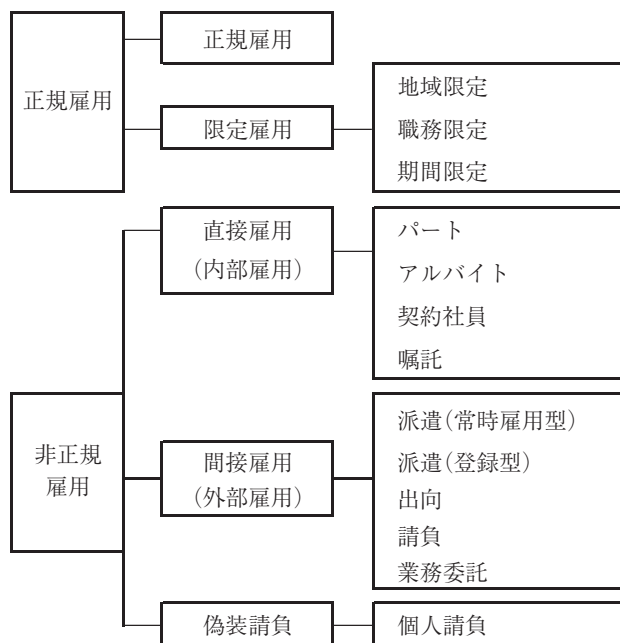


図1 日本の雇用類型

注：1) 契約社員には期間工を含む。2) 嘱託には定年退職者の再雇用者を含む。3) 出向先の企業に在籍している出向者は派遣に近いので、外部雇用にした。

出所：森岡孝二『雇用身分社会』p.191(図6-1)に依拠している。一部加筆

余計な付記：現在、大学では、いわゆる非常勤講師とは異なる期間限定の特任教員(助手、講師、准教授、教授等)が増加している

化に関する総合実態調査(2014年)。つまり様々な面で正規より処遇が劣るのである。また、正規雇用の需要が伸びない中で、やむを得ず・意に反して非正規雇用についている者も多数存在していた。

他方、主婦パート・アルバイトに典型的にみられるように、「家事や育児」(48.3%)、「気楽に働きたい」(45.3%)、「扶養の範囲」(43.3%)、「余暇や休暇の時間」(35.8%)等を理由に「正社員で働きたくない」者(56.5%)がいるのも事実である(アイテム調査16)。14年の雇用形態の多様化に関する総合実態調査では「現在の就労形態を続けたい」とするものが67.5%であった。

非正規労働の問題点

それは言うまでもなく、収入の少なさと雇用の不安定性にあり、「一人前の労働者」として扱われていないことにある。

企業が非正規労働者を採用する理由は以下のとおりである(14年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」)。賃金の節約(38.6%)、1日、週の中の仕事の繁閑への対応(32.8%)、即戦力・能力のある人材の確保(30.7%)、専門的業務への対応(28.4%)、正社員を確保できない(27.2%)、高年齢者の再雇用対策(26.8%)、

正社員を重要な業務に特化(22.6%)、賃金以外の労務コストの節約(22.4%)、臨時・季節的業務量の変化への対応(20.7%)、長い営業(操業)時間に対応(20.2%)等が主要な理由であった(M.A)。

特に、非正規雇用者の数が多い小売業は、「賃金節約」(50.1%)、「仕事の繁閑に対応」(35.1%)が多く、非正規雇用者の割合が最も高い宿泊業・飲食サービス業は、「仕事の繁閑に対応」(52.7%)、「賃金節約」(48.3%)、「長い営業時間に対応」(31.0%)が多い。

この調査結果を見れば、非正規雇用を多用することは、諸々の人件費の節約(賃金、賞与、退職金、昇給等の負担軽減)、短時間の仕事、日・曜日・月・季節による繁忙への対応(これらも常時雇用に比べて人件費の節約になる)にある。つまり、非正規雇用の多用は、より労働者を低賃金でかつ効率的に雇用し、人件費コストを節約することにある。つまり、「労働者」としてではなく、都合の良い「労働力(物)」としてしか位置づけていないのである。

このような企業の姿勢が、日本を「非正規大国」とした。その過程を、伍賀一道は、森岡(2010)の主張を敷衍して、「『労働者の権利と保護の鎖』が順次外される過程でもあった」という(伍賀2014 p.292)。その結果、「絶望の非正規」(『週刊東洋経済』)と言われる状態を生みだしている。

雇用形態別に、その仕事を総合的に評価(点数化)した報告がある。リクルートワークス研究所が開発したWorks Index¹³⁾である。

それは、様々な観点から働き方を指標化(点数化)し、雇用形態別の働き方・仕事を「安定性」、「経済性」「継続性(WLB)」、「発展性」「健全性」を評価している。その調査結果(評点)を見ると(表17)、男性正規が最も高く、次いで女性正規と女性契約社員・嘱託である。最も評点が低いのが、男女ともパート・アルバイトであった。

正規の評価が高いのは就業の安定性と賃金額が主要インディケータとなる生計の自立(経済性)であり、WLB(ワークライフバランス)とDecent Work(健全性-最低限保証されるべき就業条件)が他の雇用形態に比べて最低であった。ここには、正規職の過重労働(長時間・過密労働)や責任の重さ等が「健全な労働」を脅かしている姿が見られる。

パート・アルバイトはWLB(継続性)とディーセントワーク(健全性)の評点が正規労働者よりも高いが、生計の自立(経済性)と就業の安定(安定性)は正規職

表17 就業形態別の Works Index の結果

	0	I	II	III	IV	V	VI
	集計対象者数	就業の安定 (安定性)	生計の自立 (経済性)	Work Life Balance (継続性)	学習－訓練 (発展性)	Decent Work (健全性)	総合 (5項目計) (500点満点)
調査対象者 計	36,656	88.4	72.0	63.0	31.0	58.6	313.0
女性 正規の職員・従業員	6,464	93.8	75.5	60.4	33.4	55.6	318.7
パート・アルバイト	5,512	81.5	58.2	72.6	28.0	59.4	299.7
派遣社員	754	85.6	67.3	68.9	28.9	57.8	308.5
契約社員・嘱託	1,236	90.4	69.1	67.0	34.3	57.9	318.7
男性 正規の職員・従業員	13,497	93.3	81.5	56.5	33.8	57.9	323.0
パート・アルバイト	1,716	80.0	57.1	69.3	25.8	61.2	293.4
派遣社員	378	84.6	69.9	63.6	26.6	57.5	302.2
契約社員・嘱託	1,556	88.0	70.4	64.4	30.5	61.9	315.2

注：VIの項目は筆者が5項目を合計し（満点500点）、総合とした。

出所：「Work Index2015－日本の働き方の定点観測－」（リクルートワークス研究所『Works Report 2016』）図表17（p14）より作成

員・従業員より10ポイント以上低く、総合点で最低である。特に男性のパート・アルバイトの評点が低い。この2点が低いのは、言うまでもなく賃金の安さと雇用の安定性に欠けるからであろう。WLBが高いのは就業時間の短さに起因している。ただ、健全性の高さにはいささか疑問がある。これまで見てきたように、パート・アルバイトは仕事の量・負荷は低いが、職場の公平・平等性や権利は低いからである。

結果の相違に労働時間が影響している可能性があるとして、週35時間以上の者に限定しての検討もしているが、パート・アルバイトは、やはり総合では最低であった¹⁴⁾。経済性は収入の増加により7.3ポイント上昇し65.2ポイントになったが（とは言え、正規よりも15ポイント低い）、反対にWLBは7.1ポイント、健全性は3.8ポイント低下した。WLBには労働時間が効いているので低下するのは当然であろう。健全性が低下するのは、仕事の量・負荷が増加するからであろう。フルタイムパートは、短時間パートよりも職場内での役割の拡大があるのである。

教育・訓練はパート・アルバイトと派遣社員が低いのは、この2者にはほとんど教育・訓練の機会が与えられていない証左であろう。契約社員・嘱託が高い（特に女性は正社員より高く、最高点）のは、自己啓発の努力が高いからではないかと思われる。

パートタイマーは「生計の自立性」が極度に低く、反対にWLBや健全性が高いことである。労働時間の短さが、WLBや健全性を高める要素になっているが、フルタイムパートであっても生計の自立性は正規労働者よりも相当に低い。収入が少なく、つまり賃金が低く、その収入で自立した生活ができないことを意味している。

パートの平均的と思える時給1,000円で働いたとしてワーキングプアラインをやっと超える200万円超になるのには、年2,000時間働かなければならない。これはもはや正規労働者の労働時間を超える長時間労働である。そして、労働時間の増加と仕事の量や負荷の増加でWLBと職場での健全性の評点が悪くなる。

つまり、労働時間と収入との関係は逆相関であるが、非正規労働者、特にパート・アルバイトの収入は労働時間を正規並みにしても、とても「自立」できる収入にはならないほど少ないのである。そこに最大の問題がある。それと、雇用の不安定性である。

しかも、非正規労働者の労働条件の悪さ（低賃金、雇用の不安定性）が、生活難、結婚難、出生難、そして子供の教育・進学難と苦難の連鎖を生み出しているのである。

現在、安倍政権は「アベノミクス」の失敗が露わになり、格差がさらに顕わになる中で、「同一労働同一賃金」と「長時間労働の抑制」を盛んに言いだしているが、現実には財界の抵抗でその実現性は怪しくなっている。他方で、どんな業務でも派遣労働者を受け入れ続けられるようにする派遣法の改定、「成果に基づく賃金」と称した労働時間規制を外す長時間労働過密労働・残業代ゼロ制度（「高度プロフェッショナル制度」）の導入を図ろうとしており、正社員との格差が温存されたまま、不安定雇用を常態化させ、かつ正社員の過重労働をさらに高めようとしている。

いま必要とされているのは、雇用の安定と生活できる賃金、職場での平等・公正、権利保障、つまり真の意味

でのディーセントワークの確立である。

注

- 1) パート—本来パートタイム労働者（パートタイマー）とは、その通常の労働者の所定内労働時間（労働基準法では、1日8時間、週40時間）より短い時間で勤務する短時間労働者を意味するのであるが、後述するように、日本のパートと呼ばれる労働者は、必ずしも短時間労働者ではなく、フルタイムで労働するフルタイムパートもあり、雇用主が「パート」呼称している者（呼称パート）を指している。
- 2) 数値は2015年労働力調査詳細集計（速報）から計算した。以下、本稿で使われている調査データの数値は、調査名を記していないものは本調査によるものである。
- 3) (株)アイデム 人と仕事研究所が行っているパート・アルバイト調査（2013年）（同研究所『パートタイマー白書2013』所収）。調査対象は従業員規模100人以上、正規従業員30人以上、かつ女性社員6人以上雇用している企業。回答者（監督職以上の役職者、回答者数1423人（社）、以下、アイデムの調査によるものは、このように表記する。13の数字は、調査年（2013年）および調査結果を掲載している『パートタイマー白書』の年号（2013）を示している。
- 4) 日本チェーンストア協会販売統計（2015年度）
- 5) 国勢調査の集計単位では、非正規は2区分（「労働者派遣事業所の派遣社員」（以下、派遣社員）と「パート・アルバイト・その他」）でしか表記されていないが、労働力調査では、雇用者の雇用形態として、勤務先の呼称によって正規の職員・従業員（以下、正規）、非正規に分けられ、非正規は、05年以前は、パート、アルバイト、嘱託・その他で、その後、労働者派遣事業所の派遣社員（以下、派遣社員）が独立、さらに契約・嘱託、その他に、そして現行の区分パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣社員、その他と細分化されてきた。
- 6) 朝日新聞2012年12月1日（夕刊）「昭和史再訪」
- 7) 1984年以前の短時間労働者の推移については、森岡（2015）参照
- 8) (株)アイデム 人と仕事研究所「メールマガジン」（2016.11.16）
- 9) リクルートワークス研究所「ワーキングパーソン調査（2014）」（以下、この調査に基づくものはリクルート調査と表記する。
- 10) 非正規労働者は女性が67.9%を占め、パートは女性非正規の63.3%であること、次の3項目の回答数の女性割合は「時間」72.0%、「家計」81.4%、「両立」97.3%で圧倒的に女性が多いことであること、かつ、パートの回答割合が多い（女性パートは男性パートの8倍）ことによるバイアスがかかっていることに留意が必要である。
- 11) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（2014年）によると、正社員以外の就労形態の雇用者

（男女計）の「他の就業形態に変わりたい」者の割合は、以下の通りであった。

出向社員24.9%、契約社員（専門職）49.1%、嘱託（再雇用者）15.2%、パートタイム労働者22.5%（女20.6%）、臨時労働者28.3%、派遣（登録型）50.6%（女52.6%）、派遣（常時雇用型）45.6%、その大半（非正規平均90.9%）は正社員希望である。

- 12) 2015年の賃金構造基本調査結果によれば、正規の賃金100に対して非正規は男65.8%、女69.9%であった。
- 13) リクルートワークス研究所が開発した働き方の「見えるか」（指標化く点数化）したもので、下のような構成になっている。インディケータをそれぞれの項目の程度を0～100点で評価し、さらに各インディケータの得点をまとめ、各インデックス（I～V）の得点（0～100点）としている。

Work Index を構成するインデックスとインディケータ

インデックス	インディケータ
I 安定性—就業の安定—就業・就業意欲、雇用保険、無業（Security）	期間、雇用継続の可能性
II 経済性—生計の自立—自分の労働所得で生計、自立者の（Self-living）	平均所得との乖離
III 継続性—WLB —残業、休暇、出産・育児休暇、勤（Work Life Balance）	務時間・場所の自由度
IV 発展性—学習・訓練—仕事の多様性、OJT、Off-JT、自（Development）	己啓発
V 健全性—	—最低限保証されるべき就業条件として、仕事の量・負荷、職場の公平・平等、人間関係、権利、安全

調査は2015年1月に実施された。調査の概要及びインデックスの作成方法については、リクルートワーク研究所「Works Index 2015」『Works Report 2016』（2016年5月）参照。

なお、インディケータの組合せや、それぞれの評点の配分について、詳しく検証する必要があると思われる。例えば、就業の安定性に非就業者の「就業意欲」の有無が入っていること、発展性のインディケータの一つである「自己啓発」は自ら学んでいるかどうかではなく、そのための時間、機会が職場で保障されているかどうか重要であろう。そして最大の問題は、ディーセントワーク概念を健全性として、他の4指標と同列にしていることである。ILOが提起したディーセントワークは、「働きがいのある人間らしい仕事」＝「権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち人間としての尊厳を保てる生産的な仕事」と規定している。その意味では、上記I～Vすべてを包摂する概念である。

参考文献

- 井上真珠 2016「国際比較で見る日本の非典型雇用—雇用流動下の非柔軟な構造」（日本労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.672 2016.7）
- 岩井 浩・他編著 2009『格差社会の統計分析』北海道大

- 学出版会
- 禿あや美 2016「非正規労働者の多様化と労働組合」(日本労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.672 2016.7)
- 熊沢 誠 2007『格差社会ニッポンで働くということ』岩波書店
- 伍賀一道 2014『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版社
- 週聞東洋経済 2015/10/17(特集「絶望の非正規」)東洋経済新報社
- 高橋康二 2016「有期社員と企業内賃金格差」(日本労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.670 2016.5)
- 高橋祐吉 2016『『働き方改革』の真相—アベノミクスで浮上した論点をめぐって—(専修大学社会科学研究所『専修大学社会科学研究所月報』No.639 2016.9)
- 橋木俊詔 2006『格差社会—何が問題なのか』岩波新書
- 中野麻美 2015『労働ダンピング—雇用の多様化の果てに—』岩波新書
- 日本労働社会学会 2012『日本労働社会学会年報』第23号
- (「特集 労働規制緩和の転換と非正規労働」) 東信堂
- 日本労働社会学会 2016『日本労働社会学会年報』第26号
- (「特集 若者の就労と労働社会の行方」) 東信堂
- 浜口桂一郎 2016「性別・年齢等の属性と日本の非典型労働政策」(日本労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.672 2016.7)
- 本田一成 2010『主婦パート 最大の非正規雇用』集英社新書
- 森岡孝二 2010「労働者派遣制度と雇用概念」(滋賀大学『彦根論叢』第382号)
- 森岡孝二 2015『雇用身分社会』岩波新書

調査・統計資料

- アイデム 人と仕事研究所「パートタイマー白書」2012, 13, 14, 15, 16年版
- 厚生労働省 「就業形態の多様化に関する総合実態調査(2014年)」 「賃金構造基本統計調査(2017年)」
- 総務省 「2015年国勢調査」、「労働力調査(抽出集計)」
- リクルートワークス研究所 「ワーキングパーソン調査(2014)」